平成２１年（フ）第１９６４号
京都市伏見区深草秡川町27番地の９
債務者　正田　房江
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　拾井　美香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７１号
京都市南区八条寺内町19番地の３
債務者　茶谷　武志
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　長平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
大分市大字上宗方1628番地の10
債務者　福田　正至
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
三重県四日市市西富田３丁目４番11号　エスペランサ202
債務者　尾崎　公明
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向山　富雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町２丁目２番11号　ときわハイツ101号
債務者　藤本　敏治
１　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花形　満
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４２号
京都市北区紫野上門前町52番地
債務者　中村法衣仏具店こと　中村　芳彦
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９号
函館市松陰町18番８号
債務者　山下　敏弘
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
群馬県太田市大原町2170番地25　メイプルタウンＢ棟
債務者　五味渕政昭
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２０号
群馬県太田市大原町2170番地25　メイプルタウンＢ棟
債務者　五味渕三由貴
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１号
岐阜県養老郡養老町下笠1461番地７
債務者　宮澤　誠
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町北方2119番地
債務者　高橋小百合（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
千葉県八千代市高津832番地１高津団地３街区７棟501号
債務者　鈴木　正人
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５２号
千葉県八千代市高津832番地１高津団地３街区７棟501号
債務者　鈴木　清美
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３５号
千葉市稲毛区小中台町77番地７
債務者　太田　亨
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５１号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目25番地14　プラザ学園前13棟104号
債務者　中村　広司
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８７号
千葉県八千代市村上4507番地６
債務者　眞舩野里子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
千葉県八千代市村上4507番地７　２号室
債務者　大澤　徳衛
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係